

## 令和4年第8回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和4年8月26日(金) 午前9時00分～11時15分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(10人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	池田	善之
	3番	樋ノ口	正信
	4番	川畑	千秋
	5番	西	美香
	6番	木場	由美子
	7番	野元	京子
	8番	古賀	久美子
	10番	外菌	健藏

出席農地利用最適化推進委員(2人)

串木野地区1	藤園	宗男
市来地区	永井	美治

出席職員 平川局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (10番 外菌 健藏 委員 ・ 11番 久木山 純広 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第15号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(1件)について

日程第2 報告議案第16号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法(3件)について

日程第3 議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(1件)について

日程第4 議案第45号 農地の形質変更届出(1件)について

日程第5 議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請(1件)について

日程第6 議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(4件)について

日程第7 議案第48号 非農地証明願(3件)について

日程第8 議案第49号 農用地利用集積計画案(一括方式)(新規3件)について

日程第9 議案第50号 農用地利用配分計画書(耕作者変更機構貸出)(3件)について

## 会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和4年第8回いちき串木野市農業委員会総会を開会いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 ありがとうございます。それでは、令和4年第8回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。会長よろしくをお願いいたします。

議長 それでは会議規則に基づき、議長を務めさせていただきます。まず事務局より、本日の農業委員の出席状況について報告をお願いいたします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員10名で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々のうち、井手迫委員を除く2名が出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、会次第に従いまして、進めてまいります。

議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。恒例により私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 それでは本日の議事録署名委員につきましては、10番 外菌健蔵委員、11番 久木山純広委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。それでは早速議事に入ります。

まず、日程第1報告議案第15号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 1ページをお願いします。日程第1報告議案第15号農地法第18条

第6項の規定による合意解約通知は1件1筆1,106㎡です。現在の契約は令和5年までの賃貸借契約です。後程23ページの日程第8議案第49号農用地利用集積計画書案一括方式の3番で、中間管理事業を介して新たな耕作者と契約を行うための解約です。よろしくお願いいたします。

議長

はい、今回は1件です。今事務局の方から説明がありました。解約をして新たにまた中間管理事業で、新たな人と契約をするということです。何か皆さんの方からご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

特にないようでございますのでお諮りします。日程第1報告議案第15号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知につきましては、通知のあったとおり受理してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第1報告議案第15号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知につきましては、通知のあったとおり受理することで決定いたしました。

次に進みます。日程第2報告議案第16号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法分を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

2ページをお願いします。日程第2報告議案第16号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は3件5筆4,671㎡です。No.1と2につきましては、現在の契約は令和9年まで、No.3につきましては、現在の契約は令和8年までの中間管理法の賃貸借契約です。この3件につきましては、貸人から中間管理機構への貸出しについての変更はありません。後程24ページの日程第9議案第50号農用地利用配分計画書にてご審議いただきますが、新たな耕作者と変更契約を行うための、借人と中間管理機構の間の合意解約です。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今事務局の方から説明がありました。今回は耕作者変更のための、借人と農地バンクとの間の合意解約ということになります。貸人については、特に変更ないということでございます。皆様の方から何かご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

特にないようでございますのでお諮りします。日程第2報告議案第16号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法分については、通知のあったとおりに合意解約を受理してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第2報告議案第16号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・農地中間管理法分につきましては、通知のあったとおりに受理することで決定いたしました。

次に進みます。日程第3議案第44号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回は1件ですので、事務局の説明及び現地調査の報告を受けた後、質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

日程第3議案第44号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は1件です。3ページをお願いします。No.1についてご説明いたします。譲受人が譲渡人の所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は隣の田も所有しており、5ページにありますとおり、今回の申請地と一緒に形質変更を行って、畑として耕作したいそうです。この譲受人は、5月の総会でも3条申請で新たに農地を取得しています。そちらは管理をしていますが、以前から未耕作の〇〇近くの農地は、秋に粟を植え付けるということで、近いうちに農地として利用をしますと聞いています。調査は【正】を古賀委員、【副】を久木山委員をお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長

はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

古賀委員

8番古賀です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、8月21日(日)午前9時より、代理人の行政書士立会いのもと、久木山委員と調査をしましたので報告いたします。資料の3～4ページをご覧ください。今回の申請地は農用地区域外農地で、形質変更届出No.1と同時申請になっております。営農計画は、取得後1年以内に農地として整備し、自家消費で甘藷を耕作の予定です。労働力は常時2人です。作業方法としては、農協から苗を買い受けて植え付けます。他に水回り等一般管理の方法で、肥料、除草、薬剤散布、収穫

は機械でします。農機具の保有状況は、トラクター等一式を所有され、自宅からの通作距離は 200m位です。何ら問題ないと思いますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明と現地調査の報告がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。私から質問をしてよろしいでしょうか。前回にも3条で取得をされて、その際にも更にその以前に取得した農地についても管理があまり良くないということで、そちらの方の利用等を含めて調査をしてもらいたいとの経緯がありました。それから今もそんなに経っていないと思うんですが、元々所有している農地の管理状況についてはどうなっているのでしょうか。もし情報があれば。

議長

棚町主査

よろしいですか。

議長

はい、どうぞ。

棚町主査

先程も申し上げましたとおり、5月の総会で3条申請で取得した農地は、管理をされてきれいにされているんですが、市来の〇〇近くの農地は、草払いをされて今のところまだ植付けはされていないんですが、秋には栗を植えるということ、行政書士を通じて聞いています。

議長

ありがとうございます。ということで、秋に栗を植栽する予定ということですか。

久木山委員

いいですか。

議長

はい、どうぞ。

久木山委員

行政書士の方にも注意をしておりまして、購入するのはいいけれど、管理をするようにと。ここもですね、埋め立てをしてから再度確認に来ますからと行政書士の方には連絡をしてあります。埋め立てが終わった時点で再度確認をしたいと思います。からいもについては、春先に植えるということでございますので、その間は、深耕だけするという事でしたので、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、お諮りします。日程第3議案第44号農地法第3条第1項の規定による許可申請今回は1件ですが、これにつきましては申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第3議案第44号農地法第3条第1項の規定による許可申請今回の1件につきましては、申請のとおり許可することと決定いたします。ありがとうございます。

次に進みます。日程第4議案第45号農地の形質変更届出についてを議題といたします。事務局の説明そして現地調査の報告を受けた後、質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第4議案第45号農地の形質変更届出についてであります。5ページをご覧ください。形質変更届出は、農地に盛土をするなど農地として造成を行う場合に必要の手続きで、前のページにあります3条申請と同時に申請されております。3条で申請のある〇〇田 236 m<sup>2</sup>と、申請人が所有する隣地の〇〇田 317 m<sup>2</sup>の土地について、盛土後畑にして、甘藷を植えたいという届出であります。調査は【正】を古賀委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

古賀委員

8番古賀です。農地の形質変更届出No.1について、農地法第3条許可申請No.1と一緒に、8月21日(日)午前9時より、代理人の行政書士立会いのもと、久木山委員と調査をしましたので報告いたします。資料の5～6ページをご覧ください。申請地は農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1の隣で、盛り土を40cm行い、耕作可能な土砂で埋め立てをし、畑にして利用したいためです。被害防除策としては、土留め工事及び緩衝地を設けます。周辺の農地の日照、通風等支障を及ぼす恐れを生じさせないための対策として、幅1m程度の緑地、緩衝地を設けます。雨水排水は自然流下です。申請地取得後の営農計画は、農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1と同じように、甘藷を栽培したいとのことです。労働力は常時2人です。施工期間は10月1日から2ヶ月間です。議案第45号No.1の備考欄に記載してあります書類が添付されております。何ら問題はないと思いますが、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明及び現地調査の報告がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

久木山委員 ちょっといいですか。

議長 はい、どうぞ。

久木山委員 ○○の田、ここの地権者の方にも話をして了解済だそうです。

議長 他にご質疑ございませんか。

樋ノ口委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

樋ノ口委員 申請地の○○との境は土のうですか、それともLコンか何か入れるんですか。

久木山委員 埋め立てを 40 cm しますので、離して崩れないようにお願いしてあります。そのために、隣の地権者の方も許可済であるということでございます。

樋ノ口委員 今の道路高位になるんですか。

久木山委員 いいえ、ならないです。40 cm なので、まだ低いです。道路の高さにすれば、Lコンを入れないと。

樋ノ口委員 そこらへんの境を何でするかによって、どう使うんだろうかと思って。

久木山委員 多分地権者からの苦情はこないと思います。道路の高さにすれば、Lコンを入れないと難しいと思います。

議長 他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑がないようでございますので、お諮りします。日程第4議案第 45 号農地の形質変更届出、今回は 1 件ですが、これにつきまして

は、申請のとおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第4議案第45号農地の形質変更届出につきましては、申請のとおり承認することで決定いたしました。

次に進みます。日程第5議案第46号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員でございます。ご退席をお願いいたします。

〇〇委員退席後

それでは事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第5議案第46号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。7ページをお開きください。申請人は、令和2年3月から隣接する自己所有地〇〇の農地管理のため、トラクターやトラック、手伝い者の駐車場として使用しており、今回の申請で始末書が添付されております。また、申請書を出された時の状況によりますと、近々隣地でオープンする子どもの菓子店の駐車場としても利用を認める予定のため、農地管理・菓子店駐車場の両駐車場として使用するための申請であります。第3種農地、第2種住居地域内にある農地となっております。調査委員は【正】を西委員、【副】を外菌委員をお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

西委員

5番西です。農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1について調査報告をいたします。8月22日午前8時50分より代理人の行政書士立会いのもと、外菌委員と私で調査をいたしました。資料の7ページ、8ページをご覧ください。申請地は第3種農地で、第2種住居地域です。申請地の西と北に隣接する自己所有地〇〇の農地管理のための駐車場として利用したいためと、隣地で子の菓子店の駐車場としても利用を認める予定でいます。利用台数としては、5台分の駐車場を予定しています。申請地は既に砕石転圧工事による整地済みで、駐車場として利用をしていたため、始末書が添付されています。北と西側は自作地の畑、東は道路、南は宅地です。南側にはブロックがあり、北と西側は法面保護済みで、雨水排水は東側側溝へ自然流下します。私どもとしては、何ら



問題はないと見て参りましたが、皆様のご審議の程よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。ただ今事務局の説明及び現地調査の報告がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑がないようでございますので、お諮りします。日程第5議案第46号農地法第4条第1項の規定による許可申請については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第5議案第46号農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、申請のとおり許可することと決定いたしました。ありがとうございます。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

**〇〇委員着席後**

続きまして、日程第6議案第47号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は4件です。4件全てについて事務局の説明及び現地調査の報告が終わってから質疑に入りたいと思います。それでは、No.1について事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第6議案第47号農地法第5条第1項の規定による許可申請4件についてであります。9ページをお開きください。No.1について説明いたします。譲受人は、自営業で畜産を営んでいる個人で、駐車場及び倉庫が手狭になったため、申請地を買い受けて駐車場やロールサイレージ置場及び倉庫として利用したいための申請であります。申請地は、令和元年7月の豪雨災害で上部より砂利が流入し、車の出入りで固まりました。その後、譲渡人は、令和4年1月から譲受人へ貸しており、始末書が添付されています。第2種農地でその他の農地であります。代替地も2カ所検討しましたが、適当な所が見つからなかった状況です。調査委員は【正】を池田委員、【副】を樋ノ口委員をお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長

はい、それでは現地調査の報告をお願いいたします。

池田委員

1番池田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、8月22日午前10時より代理人の行政書士立会いのもと、樋ノ口委員と私が

調査を実施しましたので、ご報告いたします。申請地は第2種農地で、その他の農地となっております。位置図は9ページ、10ページを参照してください。転用の目的は、自営業にて畜産を営んでいて、駐車場及び倉庫が手狭になったため、仕事場に近い申請地を買い受けて、駐車場やロールサイレーン置場及び倉庫として利用したいということです。譲受人による事業計画書、購入資金に関する残高証明書や、譲渡人による始末書等、5条申請の備考欄に記載されている書類が提出されています。申請地の周囲は北側が畑、東側が道路、南側は川、西側が原野です。申請地内の倉庫、駐車場、ロール置場としての利用は、倉庫にはトラクター2台、ロール機2台、反転機を置きます。駐車場にはトラック2台で、ロール置場は40㎡を予定しているようです。これらについては、何ら問題はないと思われそうですが、気になるのは申請地内における緩衝地が少し広すぎるのではないかということです。また、その利用に関しては、今後のロールサイレーンの増加等を考慮してのことと考えますが、私が現状を見た範囲では判断が付きませんでした。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。全部説明をしてから質疑に入りたいと思います。それではNo.2について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.2について説明いたします。11ページをお開きください。譲受人は、現在借家住まいで手狭であるため、今回実家に近い申請地、〇〇と〇〇の一部を贈与により一体利用し、住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で公共施設・公益的施設整備の300m以内農地であります。調査委員は【正】を木場委員、【副】を蓑手委員をお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員

6番木場です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について報告をいたします。8月23日午前9時より譲渡人立会いのもと、蓑手委員と調査をしました。転用の目的は、現在借家住まいで手狭であるため、今回実家に近い申請地を贈与により取得し、住宅を建築したいためです。農地区分は第3種農地で、公共施設・公益的施設整備の300m以内農地です。位置図は11、12ページを参照してください。〇〇の一部51㎡も分筆して使用します。資金調達は全額を銀行融資です。造成計画は、50cm程の盛り土を行い、被害防除策は擁壁を設けます。農地の日照、通風等支障を及ぼす恐れを生じさせないための対策として、建物の高さを5.2mに加減することです。用水計画は公共上水道、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置します。周囲の状況は東は宅地、西は畑と

道路、南は宅地、北は宅地で、西の道路に側溝が入っています。許可後 11 月位に造成に入り、3 月位に完成の予定です。特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それではNo.3 について、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査 No.3について説明いたします。13 ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいで手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地です。調査委員は【正】を蓑手委員、【副】を木場委員をお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

木場委員 蓑手委員に代わりまして、6 番木場が報告いたします。8月 23 日(火)午前8時 30 分から、現地で譲受人の代理人立会いのもと、蓑手委員と私が調査を実施しました。位置図は 13、14 ページを参照してください。申請地は第3種農地で、第1種中高層住居専用地域内にある農地です。転用の目的は、譲受人は現在借家住まいで手狭なため、申請地を買い受けて、自己の住宅を建築するための転用です。付近の状況は北側と南側は道路、西側は宅地、東側は宅地と畑、周囲は住宅化しつつあり、東側の畑は利用されず遊休化しており、影響は無いと考えられます。目的の確実性は、土地取得後造成、建築費用は融資資金で、融資証明書が添付されています。工事は許可され次第 10 月に着工し、翌年 1 月完了の予定で施工されるとのことです。宅地造成は、現状のままで利用し、境界はブロック積みの土留め工事をして、北側の市道から入口を設けません。用水計画は公共上水道、雨水の排水は市道水路へ放流、生活雑排水は合併浄化槽で処理をします。その他書類は 5 条申請の備考欄に記載してあります。私どもの調査では、転用について何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議方をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それではNo.4 について、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査 No.4について説明いたします。譲受人は会社員で、申請地を買い受け、しいたけ原木用のクヌギの苗を植え、しいたけ栽培に利用したいための申請であります。また、同譲渡人は隣地の〇〇の宅地も同時購入し、そこに住みながらの管理になります。第2種農地で公共施設・公益的施設整備の 500m 以内農地であります。代替地も2カ所検討しましたが、適当な所が見つから

なかった状況です。調査委員は【正】を野元委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長                    それでは、現地調査の報告をお願いします。

野元委員                7番野元です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4について報告をいたします。8月24日(木)午前11時より代理人の行政書士立会いのもと、川畑委員と調査をしましたので報告いたします。資料の15、16ページをご覧ください。転用の目的は申請地を買い受けて、しいたけ原木用のクヌギの苗を植えて利用する計画です。申請地は第2種農地で、公共施設・公益的施設整備の500m以内農地です。申請地の北側は宅地、東側は畑、西側は公共用道路、南側は宅地です。被害防除計画は現状のまま利用、東側は2.5m、南側の宅地とは3.5mの緩衝地を設けて植林する計画です。北側の家屋付き宅地を申請地と同時に購入して管理するとのことです。雨水排水は自然流下です。資金調達は自己資金で、許可後10月から11月に苗次第ですが植林の予定です。残高証明書他添付書類につきましては、5条申請の備考欄に記載してあります。特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長                    ありがとうございます。以上4件、事務局の説明及び現地調査の報告がありました。それでは1件1件質疑を受けていきたいと思えます。まず9ページのNo.1について、皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。先程池田委員の報告の中で、必要な面積以外の緩衝地部分が結構広くて、それが適当なのかどうかという報告があったんですが、そこらあたりは、いかがでしょうか。

外園委員                はい。

議長                    はい、どうぞ。

外園委員                たまたま家の近くなんですが、畜産用の資材を他の所に置いてあるんです。ここもどンドン置けるから、広いという意味ではそこまで考えなくていいんじゃないかと思えます。適当に出入りも積み下ろしも、し易くていいんじゃないですか。

議長                    この、譲受人の〇〇さんは、繁殖牛ですよ。親牛で何頭位飼っていらっしゃるんですか。

外園委員                40頭位でしょうか。実際我々も防疫の関係で中々中に入れなくてすけど、昔入って行っていた頃は30から40頭いました。

樋ノ口委員 はい。

議長 どうぞ。

樋ノ口委員 変更後の駐車場の計画図も貰ったんです。今畑になっている所に車庫をしてトラクターと、2トン車が入っているんですが、その他に6台位トラクターとトラックを止めるということで、屋根は付けないのかという問題もあります。そして、ロールサイレージを入れる置場として、今の所3段から4段積んで100ロール置いても、〇〇は、余ります。ですから全体を見た時に周囲の余地があまりにも広すぎるんじゃないかと思えます。

外菌委員 現状は分散して置いているんです。畜舎のずっと下の川沿いや、野元川の方に分散してロールを置いているんです。

樋ノ口委員 ロールを年間どの位使うんですか。

外菌委員 利便性からいけば、ここに置いた方がいいですよ。

樋ノ口委員 便利なことはそうです。今の申請があったところは100ロールくらい置けるが、脇がずっと余ります。その余地にはまだ何か持ってくるんですかということです。

外菌委員 そればかりではないと思いますけれど。例えば今から堆肥舎を建設してそこに牛糞等を置いておけばいいでしょう。色んな用途に使えるんじゃないでしょうか。

樋ノ口委員 使い方はあると思うんですけど、申請された行政書士に使い道を聞いてもわかりませんと言われるだけです。こっちが質問をしても答えが返ってこないものだから、どうにもできなかったんですよ。

野元委員 いいですか。ここは元々牛舎があった所なんです。〇〇さんのお父さんが牛を飼っていらっしゃいました。ですから出入りがし易いということと、先程外菌委員がおっしゃったようにここから川を渡って、20m位の所に、この広さの半分位の田んぼを借りて、ロールを置き、機械も時々置いています。私はこの間ちょっと行ったんですけど、牛の親が40頭位、その日も子牛が産まれるということだったんです。子牛は30頭位いると思うんですが、去年牛舎もきれいにされたんですけど、牛舎には行かれたかもしれませんけど。

樋ノ口委員　　いいえ、行っていません。ただ外から見たら牛舎の新しいものが2棟あって、倉庫があって。

野元委員　　上がって行く道路が狭いものですから、車を置きたいんですね。

樋ノ口委員　　昔牛舎を建てたということは、田んぼを埋め立てたということですよ。

野元委員　　そうです。昔のことなのでよくわかりませんが、お父さんがあそこに堆肥を入れていらっしやいました。

樋ノ口委員　　元々の地目は畑だから、この土地はおかしいんです。

野元委員　　そこはわかりませんが、昔はお父さんが牛を飼っていらっしやいました。

樋ノ口委員　　だからその時点からおかしいということです。元々田んぼか畑だということであれば、埋め立てて砂利を入れてあるし、倉庫が建っている。倉庫は農機具倉庫なので問題はないが、お父さんの代からということはおかしいんじゃないですか。

野元委員　　堆肥小屋ですね。

樋ノ口委員　　だから自分達で判断ができないものだから、お願いしますということです。

外菌委員　　今言われたように、奥が堆肥舎で手前に牛舎があって、いつも出し入れをされていたんです。〇〇さんとしては、本来なら自分の所でし易いようにすれば一番いいんだけど、山の下で手狭なものだから、環境がいいところでやりたいでしょう。お父さんが亡くなられてからずっと今の状態だったから再利用してもらえる一番いい取引だと思います。

樋ノ口委員　　場所はいい場所だと思います。利用していただければ有難いことだなと思いますが、その前がおかしいので私なんかも判断がつかないところです。

久木山委員　　以前をどうこう言ったって始まらないから、認定農家だから利用価値を考えればまあいいんじゃないですか。

樋ノ口委員 利用の目的は、きれいに使ってもらえるから有難いことなんだけど、自分達だけでは、田んぼ畑で来たつもりが田んぼ畑じゃないよねというような根本的なところが違いましたので。

久木山委員 そのために始末書が付いているんじゃないですか。以前は我々にもわかりません。それをご理解していただければ。

議長 元々が違反転用だったような状態の中で、更に今後駐車場や倉庫として活用していただきたいと思います。もう、今更農地に復元というのも難しい、元々が宅地状態ですので、そういった畜産のための利用という用途もありますので、ちょっと面積的に広いんじゃないかというご意見も、現地調査の報告の中でありましたんですが、今後飼用頭数の計画がどうなるのかわかりませんが、他にも資材置き場なんかを使っていらっしゃるということですので、そういった所をここに集約をして有効に活用というようなことでありますので、そこらあたりは皆さんご理解をいただけたらなと思います。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 よろしいですか。それでは次の 11 ページのNo.2について、何かご質疑ございませんでしょうか。すみません、譲受人の方は今住所が大島郡となっておりますけど、どこに住んでおられるんですか。

木場委員 ○○の方で、徳之島の亀津にいらして、来年の3月で3年になり帰って来られるそうです。それまでの間には完成させるということですよ。

議長 他にご質疑ございませんか。あの、また質問をしますけど、この○○の一部となっている所については分筆をされるんですか。

松原主査 はい、分筆をします。

議長 分筆をするということですね。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 よろしいですか。それでは 13 ページのNo.3について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。それでは 15 ページのNo.4 について、何かご質疑ございませんでしょうか。ちょっと質問をしてよろしいでしょうか。この 15 ページの地図で北側の〇〇の宅地は今度一緒に譲受人が購入されたということで、中古住宅があるんですけど、それはもう自分の宅地だから特に問題は無いと思うんですけど、南の方の〇〇の宅地、これは全く他人の方の宅地になりますので、先程の説明で 3.5m 幅の緩衝地を設けるということだったんですけど、写真では写っていないんですけど、境目には生け垣も何も無くて、直接家があるんですよ。将来的に木が大きくなった時に 3.5m の緩衝地でいいのかどうか。木もかなり高くなったり、クヌギ用の原木としては何メートルくらいで切るんですか。そこらあたりがよくわからないんですけど。

野元委員

いいですか。

議長

はい、どうぞ。

野元委員

最初は全体 2.5m の緩衝地を設けるということだったんですけど、川畑委員の方から宅地があるのということで、自分の管理する土地の方にくっ付けて南側を空けて、行政書士さんの話しでは周りに迷惑を掛けないようにさせますと、伸びた所は切りますと、影にならないように脇の方は早めに切りますとおっしゃっていました。

川畑委員

はい。

議長

どうぞ。

川畑委員

野元委員の方からも話がありましたように、行政書士さんも自分で農業をやっておられるということで、クヌギも植えているということだったんです。最初言われたとおり〇〇の方が他の人の宅地なんですよ。そこで木が大きくなったら支障が出るんじゃないかということで、2.5m の緩衝地をあと 1 m 後ろの方に譲りますと、〇〇の方が自分の宅地だから、そっちに譲りますという話しだったんですけど、それでも大きくなったらどうするか、10 年すれば大きくはなります。10 年しないと製品になりませんので、かなり大きくはなるけど、その時は状況を見て支障のある所は切りますという話しだったんですけど、そこらへんは信用しました。



議長                   そこらあたりは被害防除誓約書の中にもそういった趣旨が書いてあるんでしょね。周囲に迷惑は掛けませんか。

川畑委員               それは、あります。

議長                   わかりました。他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長                   特にないようでございますので、4件を一括してお諮りしたいと思います。日程第6議案第47号農地法第5条第1項の規定による許可申請、今回は4件でございますが、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長                   異議なしということでございますので、日程第6議案第47号農地法第5条第1項の規定による許可申請4件につきましては、いずれも申請のとおり許可することによって決定をいたしました。ありがとうございます。

                          続きまして、日程第7議案第48号非農地証明願についてを議題とします。今回の申請は3件でございますが、そのうち1件は違反転用指導対象の事案ですが、残りの2件は新たに今回申請があった案件でありますので、事務局の説明及び現地調査の報告が終わった後で質疑に入りたいと思います。それでは、No.1について事務局の説明をお願いいたします。

松原主査               日程第7議案第48号非農地証明願についてであります。17ページをお開きください。No.1について説明いたします。申請地を平成13年に購入し、現住所の大里〇〇と合わせた土地に、平成13年8月に自宅を建築して以来宅地として利用し、現在に至っている状況であり、始末書が添付されております。

                          続きましてNo.2について説明いたします。19ページをお開きください。昭和54年頃、伯父の〇〇が公衆用道路として転用し、平成元年に甥の〇〇が相続し、現在に至っている状況です。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を外菌委員、【副】を西委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長                   それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員

10 番外菌です。非農地証明願No.2 について、8 月 22 日午前 8 時 30 分より、西委員と私が調査を実施いたしましたので報告いたします。申請地は 19 ページ、20 ページを参照してください。申請事由については今ありましたとおり、昭和 54 年頃伯父の〇〇が公衆用道路として転用し、平成元年に甥の〇〇が相続し、現在に至っている状況です。農地区分は第 3 種農地で第 1 種中高層住居専用地域内にある農地です。農地でなくなってから 20 年を経過しており、現在も公衆用道路として利用されています。我々としては、問題はないと思います。以上です。

議長

ありがとうございます。それではNo.3 について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.3 について説明いたします。21 ページをお開きください。申請地は昭和 62 年に隣接地に息子が自宅を建築してから駐車場として利用し、現在に至っている状況であり、始末書が添付されております。麓土地区画整理事業区域内にある農地で、第 3 種農地で第 1 種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

11 番久木山です。8 月 21 日午前 9 時 45 分より、古賀委員と調査をいたしました。申請地につきましては、21、22 ページを参照してください。申請地は麓土地区画整理事業の一面であり、第 3 種農地で第 1 種低層住居専用地域内にある農地であります。昭和 62 年に隣接地に息子が自宅を建築してから、駐車場として現在まで利用してきています。また、農地でなくなってから 20 年以上経過していて、農地性を喪失していることから、非農地証明書を発行したいと思います。現在まで農地法の許可が必要であることを知らずに利用していることから、始末書を添付してあります。調査したところ何も問題は無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひ申し上げます。

議長

ありがとうございます。以上 3 件について説明と報告がありました。ただ今から質疑に入ります。まず 17 ページのNo.1 について、何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次の 19 ページのNo.2 について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようです。次に 21 ページのNo.3 について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございます。一括してお諮りします。日程第 7 議案第 48 号非農地証明願、今回は 3 件でございますが、いずれも申請のあったとおり非農地証明を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第 7 議案第 48 号非農地証明願 3 件につきましては、申請のとおり非農地証明書を発出することと決定いたしました。

次に進みます。日程第 8 議案第 49 号農用地利用集積計画書案（一括方式）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

23 ページをお願いします。日程第 8 議案第 49 号 8 月分の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で 3 件 3 筆 3,103 m<sup>2</sup>です。全て新規の契約です。1 ページの日程第 1 報告議案第 15 号の合意解約通知にてご審議いただきました農地が 3 番です。1 番、2 番の借人の方は、所有する農地はございませんが、借入地は全て耕作しておられます。3 番の方は、所有する農地はなく、新規の就農者です。また、貸人の方で、( ) 書きの方は亡くなっていらっしゃる方です。利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載してあります。よろしくお願いたします。

議長

ただ今、事務局の説明がありました。一括方式について今回は 3 件ということでございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、お諮りします。日程第 8 議案第

49号農用地利用集積計画書案（一括方式）につきましては、報告のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということですので、日程第8議案第49号農用地利用集積計画書案（一括方式）今回は3件でございますが、いずれも報告のあったとおりの内容で決定をいたしました。

続きまして、日程第9議案第50号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書耕作者変更機構貸出分についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

24ページをお願いします。日程第9議案第50号9月1日開始分の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書は、耕作者変更機構貸出分で、新規で3件5筆4,671㎡です。全て新規の契約です。1番、2番の借人の方は、所有する農地はございませんが、借入地は全て耕作しておられます。3番の方は、所有する農地はなく、新規の就農者です。この配分計画は、先ほど2ページの報告議案第16号の合意解約にてご審議いただきました農地です。当初の契約内容を変更せずに、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。契約期間が4年3月や5年3月と、中途半端な期間設定になっておりますが、中間管理機構の都合で、当初の契約日からの終期をそろえるため、残存期間で再契約を結ぶものです。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。ただいま事務局の説明がありました。耕作者変更ということで、公社が従来の契約内容と同じ条件で、新たな借人と契約をするという農用地利用配分計画書案でございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にないようでございますので、お諮りします。日程第9議案第50号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書、耕作者変更機構貸出分については、報告のあったとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということですので、日程第9議案第50号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書、耕作者変更機構貸出分

につきまして、今回3件でございますが、いずれも報告のあったとおりの内容で決定いたしました。ありがとうございます。

以上で、議案について審議は全て終わりました。

議事録署名委員

• \_\_\_\_\_

• \_\_\_\_\_

